

船舶事故調査報告書

平成27年1月22日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	衝突
発生日時	平成26年6月6日（金） 09時30分ごろ
発生場所	愛媛県宇和島市庄ノ島西南西方沖 宇和島市所在の庄ノ島灯台から真方位242° 480m付近 （概位 北緯33° 07.5′ 東経132° 26.3′）
事故調査の経過	平成26年6月19日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 ^{ひしやう} 飛翔丸、9.1トン KO2-6232（漁船登録番号）、個人所有 11.98m（Lr）×3.58m×1.42m、FRP ディーゼル機関、558kW、平成5年8月22日 第282-14914号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート ^{ノジマ} NOJIMA、5トン未満 282-12171愛媛、個人所有 5.41m（Lr）×1.98m×0.82m、FRP ガソリン機関、36.80kW、昭和63年9月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 64歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年1月25日 免許証交付日 平成21年8月18日 （平成27年3月29日まで有効） B 船長B 男性 70歳 二級小型船舶操縦士 免許登録日 平成19年8月9日 免許証交付日 平成24年3月6日 （平成29年8月8日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	A 球状船首に擦過傷 B トランサムに破損、船外機カバーに破損等
事故の経過	A船は、船長Aほか甲板員4人が乗り組み、高知県宿毛市沖ノ島南南西方沖の浮漁礁（土佐黒潮牧場11号）付近で操業を行った後、操

	<p>業で使用する餌を積み込むため、宇和島市岩松港に向け、庄ノ島西南西方沖を約10ノットの対地速力で北進した。</p> <p>船長Aは、平成26年6月6日09時30分ごろ、庄ノ島西南西方沖で、衝撃音があったので、機関を全速力後進にかけて後方を見たところ、B船と海面にB船の乗船者2人を認め、B船と衝突したことを知り、海上保安庁へ事故の発生を通報した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、庄ノ島西南西方沖で機関を止め、船首を北北東方に向けて錨泊し、船長Bが船尾部で左舷方を向いて座り、同乗者が船首部で右舷方を向いて座り、それぞれ釣り竿<small>さお</small>を使用して釣りを始めた。</p> <p>船長Bは、時折、周囲を見回していたところ、船尾方約1,000mの所に接近して来るA船を視認し、これまで錨泊しているときには接近して来る他船が避けていたので、いずれA船がB船を避けていくものと思い、A船の動静を見ながら釣りを続けた。</p> <p>船長Bは、A船が約400mの所まで接近しても、針路及び速力に変化がなかったので、同乗者と共に立ち上がり、両手を振って大声で叫び、注意喚起をしたものの、A船がB船に気付いた様子がなく、衝突の危険を感じて同乗者と共に右舷方の海に飛び込んだ。</p> <p>船長Bは、A船に救助され、同乗者は、泳いでB船に戻った。</p> <p>B船は、自力航行が困難であったので、A船によって宇和島市のマリーナにえい航された。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 北北東、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：波高 約0.5m</p>
<p>その他の事項</p>	<p>A船は、6月5日22時00分ごろ高知県中土佐町久礼港を出港し、6日07時00分ごろまで操業を行っていた。</p> <p>船長Aは、速力の増加に伴って船首部が浮上し、船首方に死角（視界が制限される状態）が生じるので、ふだん、操舵室内を左右に移動して船首方の見張りを行っていた。</p> <p>船長Aは、衝突約3分前までは船首死角を補う見張りを行っていたが、前路に他船を見掛けなかったため、船首方に他船はいないものと思い、その後、船首死角を補う見張りを行っていなかった。</p> <p>船長Aは、レーダーを作動させていたが、レーダー画面を見ていなかった。</p> <p>A船の甲板員4人は、甲板上で操業に使用する餌を積み込む準備に当たっており、B船に気付かなかった。</p> <p>船長A及び甲板員4人は、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>B船は、水深約45mの所で船首から合成繊維製錨索を約80m繰り出して錨泊していた。</p> <p>B船は、黒色球形の形象物を掲げていた。</p> <p>B船は、レーダー及び音響信号設備がなかった。</p>

	<p>本事故当時、B船付近には他船はいなかった。 船長B及び同乗者は、救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B なし A あり、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、庄ノ島西南西方沖を北進中、船長Aが、船首方に他船はいないものと思い、船首死角を補う見張りを行っていなかったことから、B船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、庄ノ島西南西方沖で釣りをして錨泊中、船長Bが、船尾方約1,000mの所に接近するA船を視認し、いずれA船がB船を避けていくものと思っていたところ、A船が針路及び速力を変えずに接近して来るので、同乗者と共に立ち上がり、両手を振って大声で叫び、注意喚起をしたものの、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、庄ノ島西南西方沖において、A船が北進中、B船が釣りをして錨泊中、船長Aが、船首方に他船はいないものと思い、船首死角を補う見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船首死角が生じる場合は、死角を補う適切な見張りを行うこと。 ・ 操業を終えて、航行中、疲労等から集中力が低下することもあることを考慮して見張りを行うこと。